

業務委託契約書

印
紙

業務名 植栽管理及び草刈等業務
業務場所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田113番地他
業務期間 令和4年6月20日から令和5年1月31日まで
委託料 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
契約保証金 金 円

一般財団法人クリーンいわて事業団いわてクリーンセンター（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記の業務を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲は、仕様書及び設計書に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に発注し、乙はこれを受注した。
- 2 乙は、委託業務の執行に当たっては、仕様書に従い、これを誠実に実施しなければならない。

（業務の実施計画等）

- 第2条 乙は、主任技術者届及び業務工程表を契約締結日より7日以内に甲へ提出すること。

（完了報告及び完了確認）

- 第3条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに業務完了届に業務の実施の成果に係る記録を添えて甲に提出し、その完了確認を受けなければならない。
- 2 甲は、委託業務の実施がこの契約に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置を取るべきことを乙に指示するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による指示に従って措置したときは、その結果を甲に報告するものとする。

（前金払）

- 第4条 甲は、必要があると認めた場合は、乙の請求により委託料を前払いすることがある。

（委託料の支払い）

- 第5条 委託料の請求は、委託業務の完了確認を受けたのち、請求書により行うものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求書を受理したときは、受理の日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、自己の責めに帰すべき理由により委託料の支払いを遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、遅延した金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に規定する率で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(委託業務内容の変更)

第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の実施を一時中止することができる。この場合において、期間又は金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、自己の責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第9条 乙の代表者又は乙の代理人、使用人、その他の従業者は、委託業務の実施に当たって知り得た内容を他人に漏らし、若しくは委託業務の実施の成果に関する記録(委託業務の実施の過程で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、又は、譲渡してはならない。

(補則)

第10条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印してそれぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田113番地
一般財団法人クリーンいわて事業団
いわてクリーンセンター
所長 神山 隆行

乙